概要(事前分析表(案)のポイント)

施策目標V-5-1

求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職 を支援すること

確認すべき主な事項(事前分析表)

背景・課題について					
1	施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。				
	(注1)課題の分析に漏れがあると、その後に続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。				
達成目標	達成目標について				
2	課題に対応した達成目標を設定できているか。				
3	施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。				
	(注2) 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。				
測定指標、参考指標について					
4	達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか(達成目標と測定指標の関係性は明確か)。				
5	測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。				
	(注3) 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中 期的なアウトカムを設定することが望ましい。				
6	測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。				
7	当該年度の目標値が記載されているか。				
8	目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。				
9	目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。				
達成手具	役について				
10	測定指標と関連する達成手段数がOとなっていないか。				
11	達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。 (注2)参照				

【概要】令和6年度事前分析表(案)(施策目標 V-5-1)

基本目標 V: 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標5: 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

施策目標1: 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること。

現状(背景)

1. 求職者支援訓練による求職者の就職支援

- ・ 雇用保険が適用されない又は雇用保険の受給が終了しても再 就職ができないといった、雇用保険の給付を受けられずに失業し ている求職者が存在。
 - ※ 平成25年度を対象として行われた調査では、雇用保険(失業給付基本手当)の受給期間中に再就職先が見つかった人は4割程度(平成28年度JILPT調査)。
- ・ このため、雇用保険を受給できない求職者に対して、求職者支援制度 により職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、公共職業安定所 における就職支援を実施。



課題:

雇用保険の対象とならずに失業している求職者が存在。



雇用保険を受給できない求職者に対する充実した支援の実施

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の雇用保険適用就 職率(アウトカム)
- 2 求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)

【参考指標】

3 職業訓練受講給付金初回受給者数(アウトプット)

2 求職者支援訓練の受講促進

・ ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨に加え、関係機関や生活困窮者の支援機関と連携した訓練の周知・広報、SNSなどを活用したアウトリーチ型の周知・広報を実施するとともに、訓練コースの設定を促進。

(受講促進への取組の例)

- 自治体や労使団体等へのリーフレットの配布
- 地元新聞などへの訓練情報の掲載依頼
- 支援機関ホームページへのバナー掲載依頼
- ・ 労働局やハローワークのSNSアカウントで制度情報等を定期的に配信。
- ・ 訓練コースの設定促進
- ・ しかしながら、受講者数は増加傾向にあるものの、対象者人員(当初 見込み)には届いていない状況。
- (参考)令和4年度は受講者数当初見込み52,400人に対して、受講者数は40.289人(対前年度比43%増)。

課 題 2

必要な者に制度による支援が行き届いていない可能性。

達成目標2

雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓 練の受講促進

【測定指標】太字・下線が主要な指標

4 求職者支援訓練受講者数(アウトカム)

【参考指標】

5 求職者支援訓練設定コース数(アウトプット)

求職者支援制度の概要

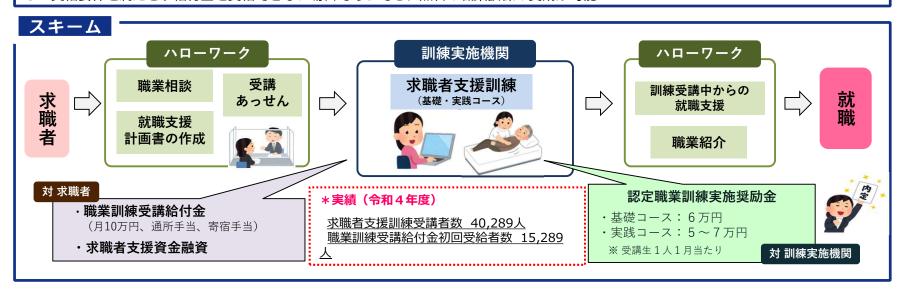
制度創設の経緯

- 〇 平成20年秋のリーマンショック後の、いわゆる「派遣切り」に代表される、非正規雇用労働者を中心とする大規模な雇用調整の発生や 長期失業者割合の増加、3人に1人が非正規雇用労働者となる労働市場の変化による恒常的、構造的な問題の顕在化
- 雇用保険を受給できない求職者に対して、**最後のセーフティネットである生活保護制度に至る前に、雇用保険制度へ戻す第二の** セーフティネットを恒常的に整備する必要

求職者支援制度の創設(平成23年10月1日施行)

概要

- 〇 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)を受給しながら無料の 職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- ハローワークにおいて、訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで一貫した就職支援を実施
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練の受講が可能



求職者支援訓練受講者に対する就職支援の取組

●<u>ハローワーク</u>では、職業訓練受講前の段階から、訓練受講中、就職までの一貫した就職支援を実施しており、職業訓練の情報提供や、訓練受講者ごとの<u>就職支援計画の作成</u>、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、<u>訓練開</u> 始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細かな支援を行う

就職支援のながれ(3か月訓練の例)

ハローワークで職業相談

「訓練開始前】

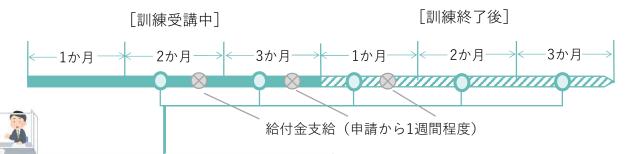
- 求職申込・制度説明
- 制度の要件を満たすことの確認 訓練受講の必要性判断など
- 訓練コース選定、受講申込
- ▶ 給付金事前審査

訓練実施機関による選考

ハローワークで職業相談

就職支援計画 (※) 作成、受講あっせん

※訓練から就労支援まで一貫した就職 支援を行うための個別の支援計画



ハローワークの指定来所日(*)

- 求職活動状況の確認
- 次の月の就職支援措置の作成
- 応募求人の選定など(訓練終了1月前メド)
- 給付金の支給申請・審査
- * 訓練終了後3か月までを就職支援期間として、 月ごとに指定来所日を設定

訓練実施機関

職業訓練に加え、

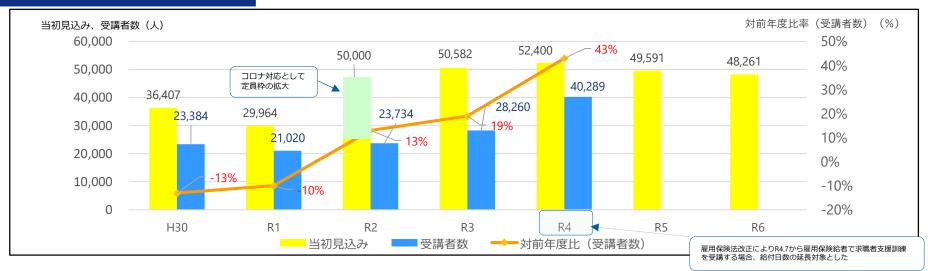
- 訓練受講者の出欠状況の証明
- キャリアコンサルティング
- 履歴書の作成指導、求人情報提供 などをハローワークと連携して実施



求職者支援訓練の受講状況と周知広報の取組

当初見込み・受講者数

○受講者数は増加傾向にあるものの対象者人員(当初見込み)には届いていない状況



周知広報の取組

○SNS等を含め様々な周知・広報を展開。引き続き、積極的な周知が必要

(訓練を知った端緒の調査では、ハローワーク窓口 約53%、当省のホームページ・インターネット広告・SNS経由 約23%)

〇 インターネット広告

YouTubeでのPR動画の配信、Google、Yahoo!バナー広告掲載

O SNSを活用したプッシュ型広報

- Twitter、LINE、Facebook、Instagramでの情報発信
- 首相官邸メルマガ、内閣府男女共同参画メルマガなどでの情報発信

〇 民間サイト、雑誌などへの掲載

● 民間求人サイト、求人情報誌などへの周知用バナーや制度情報掲載

〇 対象者を絞ったリーフレットによる周知

● 女性向けデジタル分野や介護分野等に特化したリーフレットによる周知

〇労働局、ハローワークでの広報

SNSでの管内実施訓練コース情報の発信、公共交通機関を活用した周知





↑ [PR動画]



↑ [各種周知用バナー]



↑[新宿駅西口大型ディスプレイ] ↑[ラッピングバス]

←[女性向けデジタル訓練リーフレット]

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシー の向上促進



令和6年度当初予算案 540_{億円} (546_{億円}) ※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 制度要求

労働 [⁄]	一般		
労災	雇用	徴収	会計
	9/10		1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをする。 ②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とする。 ことにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を通じて早期の再就職等を支援する。 さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

2 事業の概要

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

- (1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする【拡充】
 - (IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)
- (2)企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする
- ②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等 を貸与するために要した経費を、1人当たり月1. 5万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練(DX関連)の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練(DX関連)の機会を拡充する【拡充】

④デジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

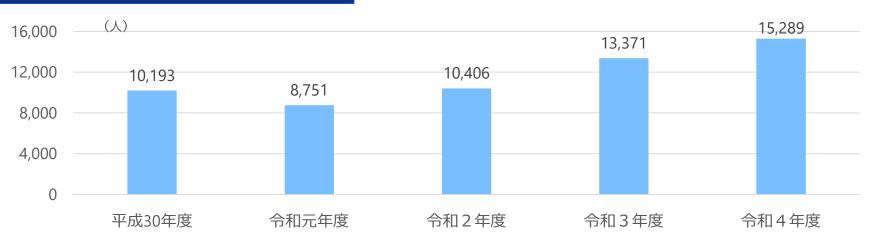
3 スキーム・実施主体等 (独)高齢 デ ジ 厚生 夕 夕 ル 職 労働 障害 ル 分 業訓 委託費等 推 野 省 進 求職者雇用支援機構 の 練 訓 の 実施 練 材 道 実 府 県 の 施 育 機 関 ・職業訓練受講給付金 (月10万円、通所手当、寄宿手当)

求職者支援訓練の受講者数・給付金の受給者数の推移

求職者支援訓練 受講者数の推移



職業訓練受講給付金 受給者数の推移



求職者支援訓練修了者の就職率・訓練コース数等の推移

就職率の推移

就職率(%)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基礎コース	59.6	56.5	52.5	53.9	57.1
実践コース	63.9	62.4	60.0	60.0	59.0

コース数等の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
コース数	2,557	2,263	2,300	2,791	3,256
定員数	41,093	36,127	36,479	45,404	55,373
定員充足率	56.9	58.2	65.1	62.2	72.8
応募倍率	0.70	0.73	0.91	0.85	1.06

雇用失業情勢の推移

